

随意契約理由書

工事名称：南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター 4号焼却炉空気予熱器更新工事

工事場所：泉北郡忠岡町新浜三丁目地内

本工事は、北部水みらいセンターに設置されている4号焼却設備の空気予熱器の更新に伴い、安定した汚泥処理を行ううえで、重要な設備であるが、設置後16年を経過しており、空気予熱器の伝熱チューブにクラックによる不具合が発生しているため、更新工事を行うものである。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、株式会社クボタが固有の技術に基づいて、設計・製作されたものである。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力が必要な上、熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施した株式会社クボタ以外にないため、同者より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を行うものである。